

宮城県 3 R 普及啓発用教材製作業務 企画提案募集要領

第1 募集事項

- 1 案件名
宮城県 3 R 普及啓発用教材製作業務
- 2 事業目的
県では、宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）を策定し、環境に配慮した行動が県民に定着、拡大していくよう、啓発活動・環境教育の充実を図ることとしている。
県民一人一日当たりのごみ排出量は東日本大震災の影響により増加し、その後徐々に減少しているが高止まりの状況が続く、全国平均に比べても多く、ごみ排出量の削減が課題となっている。そのため、県内の小学生に対し、家庭でできる廃棄物の3Rと食品ロスの削減の取り組みを学ぶ教材（リーフレット）を製作し、実践してもらうことにより、ごみの減量化を促進することを目的とする。
- 3 業務内容
別紙仕様書のとおり。
- 4 契約期間
契約締結の日から令和4年3月25日（金）まで
- 5 事業費（委託上限額）
本業務の事業規模は2,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）とし、その範囲内で行う業務の企画提案書を作成すること。
- 6 実施場所
宮城県内

第2 応募資格

本件に参加を申し込む者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての資格・要件に該当する者のみとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者ではないこと。
- 2 この事業の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- 3 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- 4 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- 5 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律194号）第3条に規定するもの）に該当しない者。
- 6 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者。
- 7 宮城県内に活動拠点（本社又は営業所）を有し、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

第3 スケジュール

- 1 企画提案募集に係る公告・・・・・・・・・・令和3年10月13日（水）
- 2 業務に係る質問受付・・・・・・・・・・公告から令和3年10月18日（月）午後3時まで
- 3 質問回答期限・・・・・・・・・・令和3年10月20日（水）まで
- 4 企画提案書の提出期限・・・・・・・・・・令和3年11月5日（金）正午まで
- 5 企画提案書に関する選定委員会の開催・・・・・・・・令和3年11月12日（金）【予定】
- 6 選定結果の通知及び公表・・・・・・・・・・令和3年11月中旬【予定】
- 7 委託契約期間終了・・・・・・・・・・令和4年3月25日（金）

第4 応募手続き

- 1 質問の受付
受付期限 令和3年10月18日（月）午後3時まで
質問先 宮城県環境生活部循環型社会推進課リサイクル推進班
質問方法 質問書（様式1）により、電子メールにより質問すること。

メールアドレス junkanr@pref.miyagi.lg.jp

電話や口頭、受付期間外での質問は一切受け付けない。

回答方法 令和3年10月20日（水）までに、県循環型社会推進課のホームページに質問者の名を伏せた上で掲載する。参加申込者は必ず全ての質問・回答を確認すること。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項の密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

2 企画提案書類の提出

提出期限 令和3年11月5日（金）正午まで（必着）

提出先 宮城県環境生活部循環型社会推進課

提出方法 持参又は郵送とする。

持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

提出書類

企画提案参加申込書（様式2） : 1部

企画提案応募条件に係る宣誓書（様式3） : 1部

企画提案書（任意様式）（「3 企画提案書の構成」を参照） : 7部

なお、企画提案書7部のうち、公平性の確保及び公正な選考の観点から、5部については、事業者名を無記載とする等、参加申込事業者が判別できないようにすること。

3 企画提案書の構成

自由提案とするが、次の項目を含む構成とすること。

(1) 表紙

「委託事業名」、「事業者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」及び「連絡先（電話番号、メールアドレス）」を記載すること。

(2) 本文

- ・ 教材（リーフレット）のデザイン及び構成案（3R及び食品ロス削減に関する学習内容、実践の企画を盛り込む）（複数提案可）
- ・ 制作スケジュール
- ・ 実施体制
- ・ 類似業務の実績
- ・ 事業経費見積書（項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。）
- ・ 上記のほか、企画をアピールするために必要と考える事項

4 企画提案に当たっての留意事項

- (1) 企画提案のために要する全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本プロポーザルに関する公表及びその他県が必要と認める場合には、当該提案書を無償で使用できるものとする。
- (3) 書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものに限る。
- (4) 企画提案書等の提出後の差し替え、変更、取り消し及び再提出は認めない。
- (5) 企画提案を取り下げの場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。ただし、この場合であっても、既に提出された書類は返却しない。

第5 評価・選定方法

県が設置する選定委員会において、提出書類の書面審査を行い、後述する審査項目に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員の評価点の平均が満点の6割以上となった提案者のうち、各委員が付けた順位点の総計が最も高い提案者1者を委託候補者として選定する。

順位点の総計が最も高い提案者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点の総計が最も高い提

案者を委託候補者として選定し、また、総計が同じ場合は、参考見積書記載の見積金額が低いものを候補者とする。

第6 評価基準・配点

1 評価点は、次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

審査項目	審査内容	配点
1 教材（リーフレット）のデザイン及び構成内容等	・デザインの見やすさ	20
	・小学生が3Rと食品ロス削減を楽しく学習できるか	25
	・わかりやすい構成となっているか。	10
	・小学生が意欲的に実践できるか。	15
2 実施体制及び経費等	・学年に応じたものになっているか。	5
	・スケジュールは計画的か。 ・業務を適切に遂行する体制はとられているか。（人員等）	10
3 業務実績	・見積額の積算内訳が妥当なものとなっているか。 （業務に係る費用は効率的となっているか）	10
	・類似業務の実績	5
合 計		100

2 順位点は次のとおりとする。

1位：5点，2位：3点，3位：1点，4位以下：0点

第7 失格事由

次の要件に該当したときは、失格とする。

- 1 「第2 応募資格」に違反した場合
- 2 企画提案書に虚偽の記載をした場合
- 3 企画提案書提出後、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限を受けた場合
- 4 企画提案書提出後、宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に該当すると認められた場合
- 5 その他、公正な企画提案の執行を妨げたと認められる場合

第8 提案者が1者又は提案者がいない場合の取扱い

企画提案者が1者の場合も選定委員会の委員全員による審査を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、委託候補者として決定する。

なお、業務を適切に実施できないと判断される場合又は企画提案者がいない場合は、再度、企画提案者を募集する。

第9 選定・非選定結果の通知方法

選定結果については、後日、全ての企画提案者に対し、文書で通知する。

なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

第10 選定結果の公表方法

選定された委託候補者の名称、参加事業者の名称、点数等を県循環型社会推進課のホームページに公

表する。

なお、参加者が2者の場合は点数の記載は省略し、不採択事業者ごとの点数が特定されないよう配慮するものとする。

第11 その他必要な事項

1 委託候補者選定後の取扱い

(1) 受注者の決定

選定委員会において決定した委託候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により委託候補者と契約締結ができない場合は、評価点の総計が満点の6割以上の他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

(2) 契約書の作成

県と受注者で協議の上契約書を作成する。

(3) その他契約に関する事項

- ・ 県は、業務の委託に際して、選定された企画提案書等の内容をもとに、別紙「仕様書」に記載されている事項を基本とするが、県と受注者の協議により、必要に応じて企画提案の内容をもとに追記、変更又は削除を行うことができる。
- ・ 本業務の実施に当たっては関係法令を遵守するとともに、本業務による成果品については第三者の知的財産権を侵害することなく、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、解決に要する費用を含め、受託者の責任において解決すること。
- ・ 本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、媒体間の連携を推進するため、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なよう対応すること。
- ・ 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- ・ 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

2 その他

提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することになる。